

嵐山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和3年度 の人件費率
令和 4年度	人 17,596	千円 7,215,607	千円 467,225	千円 1,161,015	% 16.1	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

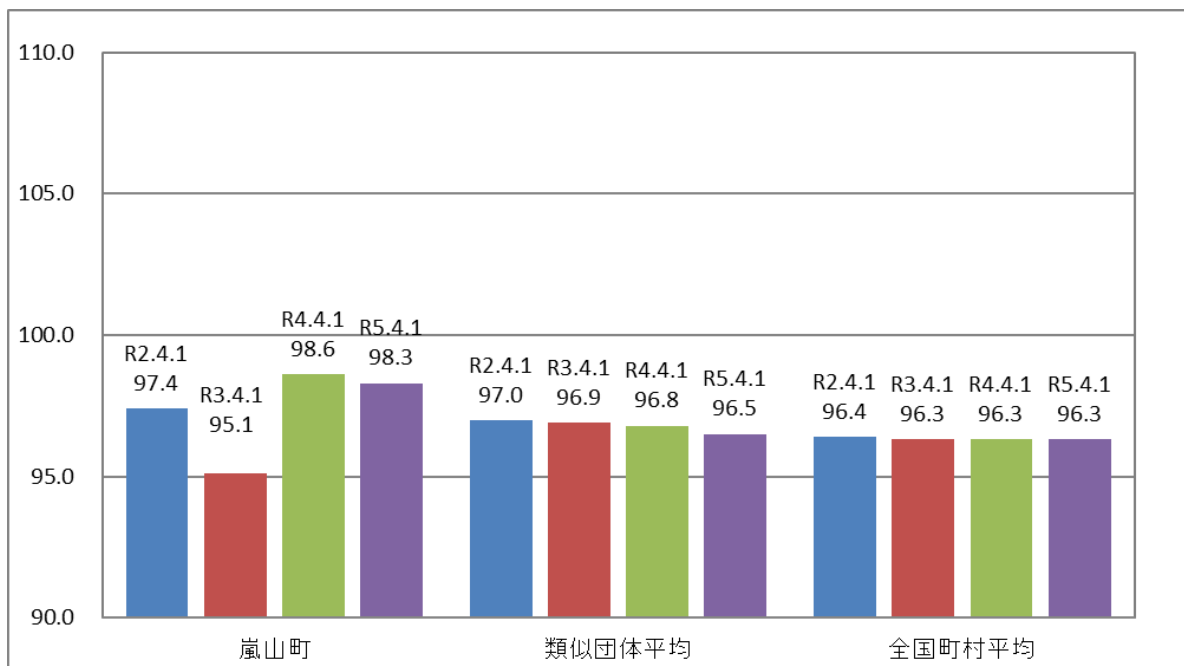
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 116	千円 426,978	千円 61,831	千円 168,749	千円 657,558	千円 5,669	千円 5,664

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

（給料表の改定実施時期）平成２８年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。高齢層については最大５．２％引き下げ。激変緩和のため、３年間（平成３１年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
嵐山町	42.7 歳	315,257 円	348,432 円	335,794 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.9 歳	306,346 円	364,711 円	335,794 円

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		嵐山町	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	194,711円	185,200円
	高 校 卒	170,900円	161,396円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	※ 円	— 円	— 円	394,000 円
	高 校 卒	※ 円	— 円	— 円	※ 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	※ 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※経験年数について該当者がいない項目は「—」です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「（＊）」と表示しています。

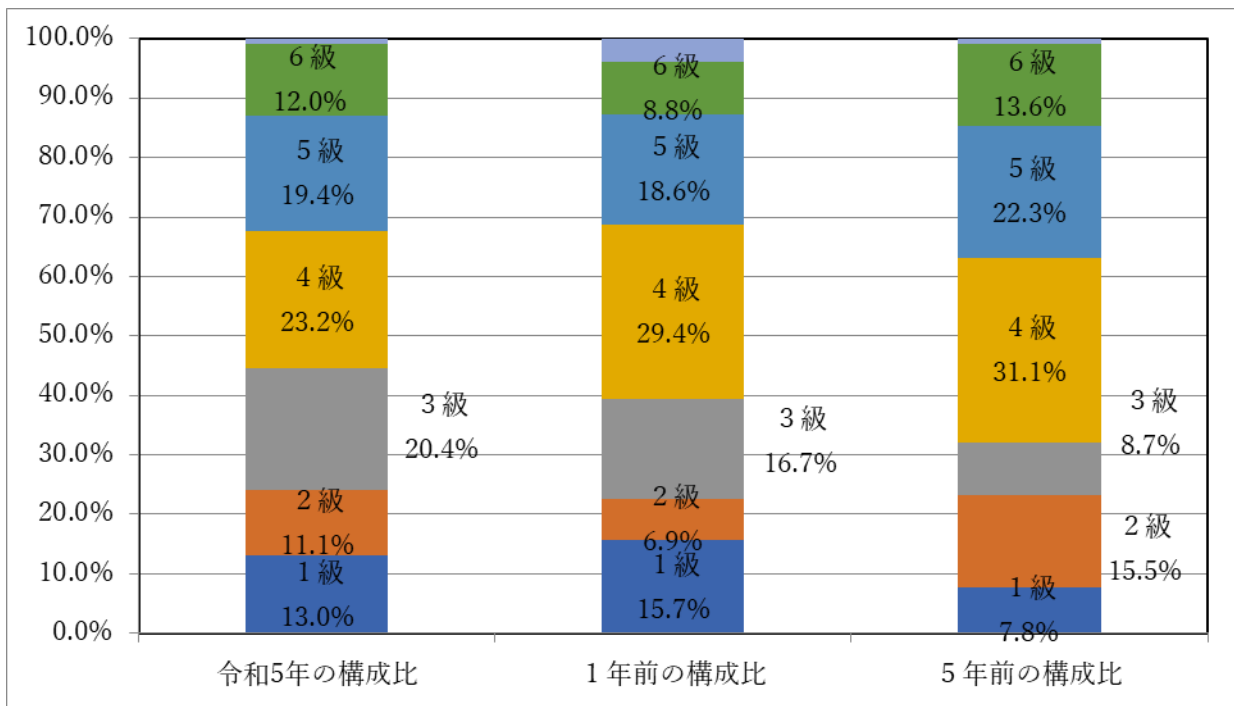
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

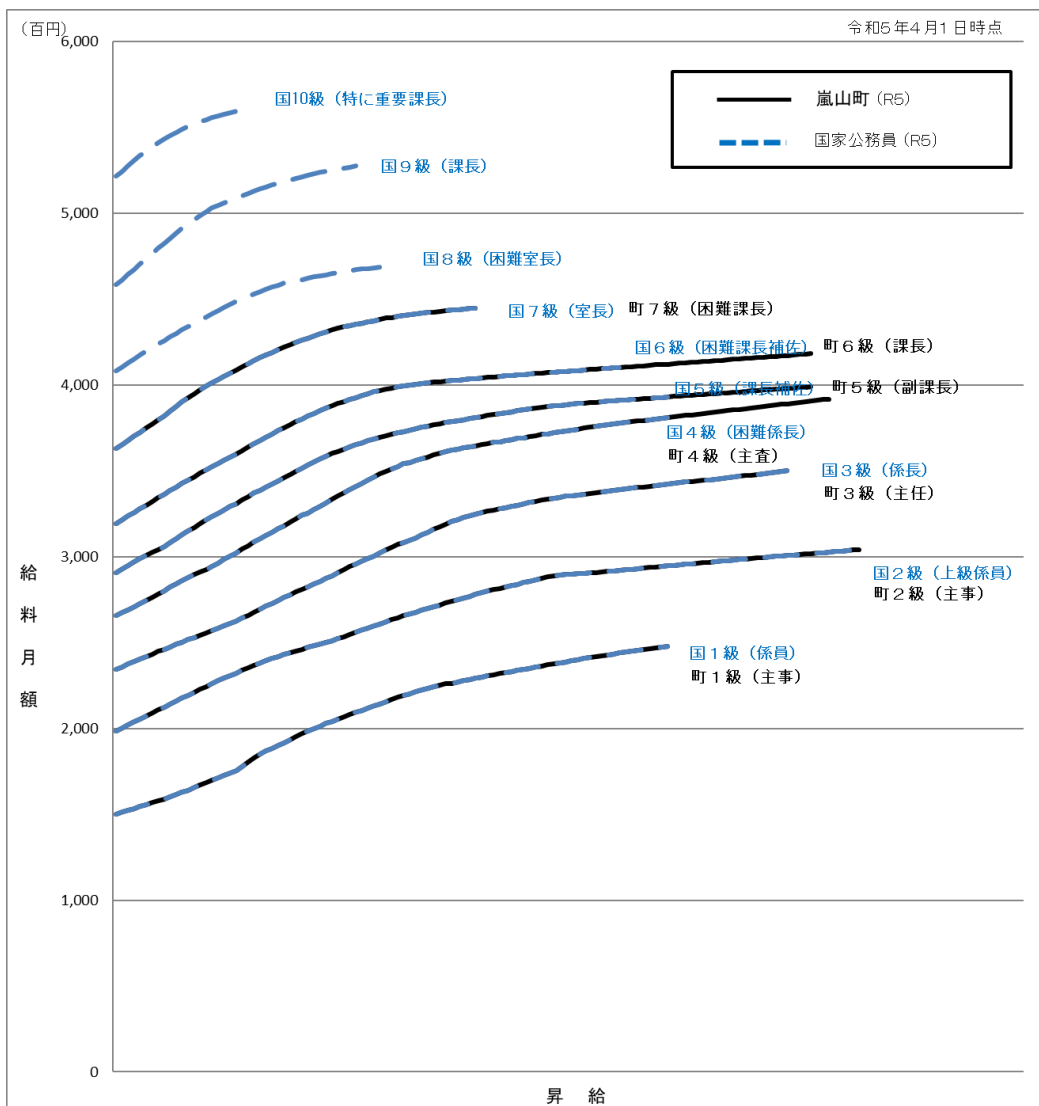
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
7 級	参事、技監の職務	1人	0.9%	362,900円	444,900円
6 級	課長の職務	13人	12.0%	319,200円	418,200円
5 級	副課長の職務	21人	19.4%	290,700円	399,000円
4 級	主席主査、主査の職務	25人	23.2%	266,000円	391,900円
3 級	主任の職務	22人	20.4%	234,400円	350,000円
2 級	知識又は経験を必要とする主事の職務	12人	11.1%	198,500円	304,200円
1 級	定期的な業務を行う主事の職務	14人	13.0%	150,100円	247,600円

（注）1 嵐山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

嵐山町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,466 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,650 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

嵐山町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）			定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		
１人当たり平均支給額					
13,415千円（退職事由問わず）					

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年決算）		千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
なし	0 %	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）		0円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員および業務	支給実績 （令和４年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務特殊勤務手当	町税及び国民健康保険税の滞納整理のため臨宅し、財産の差押えに従事した職員	0千円	１件当たり 1,500円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は家畜伝染病予防法に規定する業務に従事した職員	0千円	日額 500～1,500円
行旅死亡人処置者手当	行旅死亡人の処置作業に従事した職員	0千円	１件当たり 3,000～5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	15,836 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和４年度決算）	162 千円
支給実績（令和３年度決算）	20,077 千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和３年度決算）	239 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和４年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族１人につき6,500円 ・ 満16歳から22歳の子に対する加算5,000円	同じ		14,809千円	226,176 円
住居手当	借家・借間 限度額28,000円	同じ		3,271千円	314,016 円
通勤手当	・ 交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額（原則として6カ月定期券価額） ・ 交通用具（車等）利用者 距離に応じた額（2,000～31,600円）	同じ		6,629千円	73,164 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 参事・技監 65,000円 ・ 課長・局長 55,000円 ・ 副課長 42,000円	同じ		20,214千円	566,280 円
管理職特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同じ		185千円	26,428 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員1回5,000円	異なる	普通宿日直 4,400円	1,354千円	11,474 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	678,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	576,000 円	880,000 円／	492,000 円
報 酬	議 長	318,000 円	420,000 円／	268,000 円
	副 議 長	253,000 円	360,000 円／	218,000 円
	議 員	224,000 円	345,000 円／	179,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)		(加算措置)
	副 町 長	4.40 月分		20%
退 職 手 当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.40 月分		20%
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	678,000円×在職月数×35/100×115/100	13,098,960円	任期毎に支給
	備 考	576,000円×在職月数×21/100×115/100	6,676,992円	任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う0前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

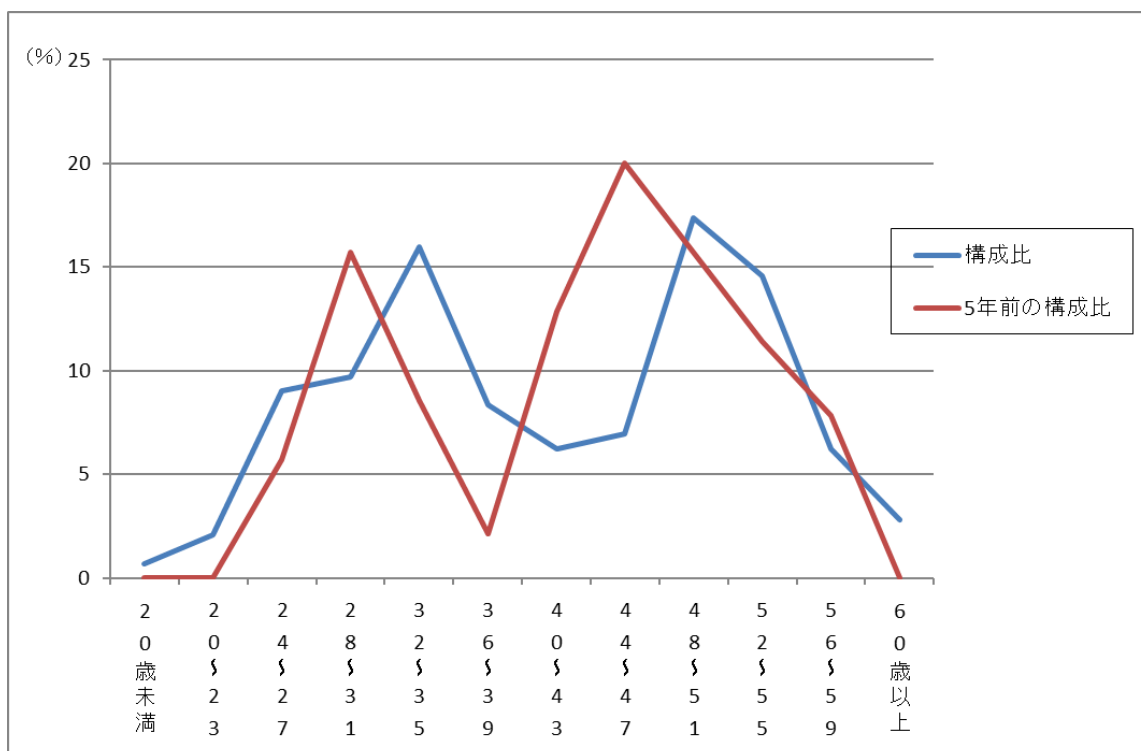
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門		令 和 4 年	令 和 5 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会 総 務 税 務 民 生 衛 生 農 林 水 産 商 工 土 木	2	2	0	育 児 休 業 等 に よ る 増 人 員 配 置 見 直 し に 伴 う 減
			29	30	1	
			12	11	△ 1	
			15	15	0	
			13	16	3	育 児 休 業 復 帰 に 伴 う 増
			0	0	0	
7			8	1	人 員 配 置 見 直 し に 伴 う 増 人 員 配 置 見 直 し に 伴 う 増	
6			7	1		
12		12	0			
		計	96	101	5	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 57.39 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 76.54 人)
	教 育 部 門	20	19	△ 1		
	小 計	116	120	4	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 68.19 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 93.72 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	7	7	0		
		4	4	0		
		13	13	0		
	小 計	24	24	0		
合 計			140 [196]	144 [196]	4 [0]	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 81.83 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	3人	13人	14人	23人	12人	9人	10人	25人	21人	9人	4人	144人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	102	102	102	93	96	101	△1(△1.0%)
教育	19	19	19	21	20	19	0(0%)
普通会計計	121	121	121	114	116	120	△1(△0.8%)
公営企業等会計計	19	19	21	23	24	24	5(26.3%)
総合計	140	140	142	137	140	144	4(2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 4年度	千円 408,969	千円 80,172	千円 44,920	% 10.98	% 9.74

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,657 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 7	千円 26,190	千円 3,522	千円 9,815	千円 39,527	千円 5,647	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
嵐 山 町	42.9 歳	323,800 円	486,246 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	501,619 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

嵐山町（企業職）	嵐山町（一般行政職・団体平均）
1人当たり平均支給額（令和４年度） 1,402 千円	1人当たり平均支給額（令和４年度） 1,520 千円
（令和４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（令和４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

嵐山町（企業職）	嵐山町（一般行政職・団体平均）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 該当なし	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 13,415千円（退職事由問わず）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「*」と表示しています。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	859 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	215 千円
支給実績（令和３年度決算）	1,253 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	418 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

エ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和４年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族１人につき6,500円 ・ 満16歳から22歳の子に対する加算5,000円	同じ		728千円	242,500円
住居手当	借家・借間 限度額28,000円	同じ		0千円	0円
通勤手当	・ 交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額（原則として6カ月定期券価額） ・ 交通用具（車等）利用者 距離に応じた額（2,000～31,600円）	同じ		235千円	47,040円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 参事・技監 65,000円 ・ 課長・局長 55,000円 ・ 副課長 42,000円	同じ		1,668千円	556,000円
管理職特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同じ		32千円	6,400円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和３年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 ４年度	千円 512,814	千円 52,047	千円 25,542	% 4.98	% 4.09

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 ４年度	人 4	千円 15,756	千円 2,371	千円 6,909	千円 25,036	千円 6,259	千円 5,936

（注）１ 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
嵐 山 町	41.8 歳	309,525 円	590,069 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

嵐山町（企業職）	嵐山町（一般行政職・団体平均）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,572 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,466 千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

嵐山町（企業職）	嵐山町（一般行政職・団体平均）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 該当なし	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 13,415千円（退職事由問わず）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は「*」と表示しています。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	567 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	189 千円
支給実績（令和3年度決算）	1,278 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	426 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

エ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和４年度決算）
扶 養 手 当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族１人につき6,500円 ・ 満16歳から22歳の子に対する加算5,000円	同 じ		780千円	260,000円
住 居 手 当	借家・借間 限度額28,000円	同 じ		336千円	336,000円
通 勤 手 当	・ 交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額（原則として6カ月定期券価額） ・ 交通用具（車等）利用者 距離に応じた額（2,000～31,600円）	同 じ		203千円	67,7000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 参事・技監 65,000円 ・ 課長・局長 55,000円 ・ 副課長 42,000円	同 じ		504千円	504,000円
管理職特別勤務手当	管理職員が緊急の場合等により休日等に勤務した場合に支給	同 じ		0千円	0円